第４章　地域福祉施策の展開

１．社会的包摂[20]の推進

■現状と課題

○　地域には、子どもや高齢者、障碍（がい）のある人、外国から来た人、生活に困窮している人など、様々な人が住んでおり、考え方や思想、個々人が置かれている状況や不安や悩みなども多種多様です。

○　本市では、平成 8 年（1996 年）に「人権尊重都市宣言」を行い、その後、「子ども条例」をはじめ、「手話言語条例」や「障碍者差別解消に関する条例」の制定、「ありのままに自分らしく生きられるまち宝塚（性的マイノリティに寄り添うまちづくりの取組）」を策定するなど、生きづらさを抱えている人が住みやすいまちづくりや、人権問題の解消に向けた取組を進めてきました。

○　ワーキング会議や専門職ヒアリング調査において、障碍（がい）のある人との接点や学びの場が少ないこともあって、障碍（がい）のある人への理解が十分でないことや、ひきこもりや認知症の人など、地域で生きづらさを感じている人への対応の仕方がわからない、地域が受け入れられる体制が整っていないなどの意見が出ています。

○　少子高齢化や核家族化の進行をはじめ、ライフスタイルの多様化などにより、人と接する機会が減少し、地域におけるコミュニティの希薄化などが問題となっています。

　生きづらさを感じている人が抱えている問題や課題は一つでなく、様々な問題・課題が複雑に絡み合っている場合もあり、地域福祉を推進していく上では、市民一人ひとりが福祉や人権に関する正しい理解と認識を持つことが重要となります。

　また、生きづらさを感じる人が SOS を出すことができ、地域が受け止め、必要な支援につないでいくという意識づくりも重要です。

○　福祉に対する理解を深めるためにも、地域活動の担い手を対象とした福祉教育の充実を図る必要があります。

---

20 **社会的包摂**とは、全ての人が孤立や排除から守られ、受け入れられる社会づくりのこと。ソーシャルインクルージョン。

■主な取組

主な取組	内容
当事者への理解を促進するための周知	○外国人、性的マイノリティの人、障碍（がい）のある人などの当事者への理解を促進するため、講演会による啓発事業や広報誌などによる周知活動を行います。
当事者による社会参加の促進	○当事者が地域活動や協議の場などへ参加することを支援します。
当事者グループの育成・支援	○介護家族会など、当事者グループへの参加を通じ、グループの課題把握と支援を行います。
学校教育における福祉教育の推進★	○社会福祉協議会の地区センターやボランティア活動センター及び地域包括支援センターなどが各学校と連携し、福祉教育の機会を充実します。認知症に関する講座、障碍（がい）のある人による講話、疑似体験など、様々な活動を通して、当事者理解を促進します。
情報のバリアフリー化の推進	○障碍（がい）のある人や外国人にも理解しやすい広報の推進や、災害発生時の避難所での情報のバリアフリー化を進めます。
地域活動に関する情報発信	○まちづくりや福祉活動などを中心に、地域活動に関する情報が住民に伝わるように工夫した発信を進めていきます。

※★は第５章で重点取組としています。

２．多様な居場所・拠点づくり

■現状と課題

○　地域の生活課題を早期に発見し、適切な対応を行うためにも、課題を抱えた人だけでなく、支援者も含めて、誰もが気軽に立ち寄り交流を図ることができ、話し合うことができる場の形成が必要です。

○　地域で集まれる機会として、きずなの家やサロン、児童館など、地域福祉の拠点や地域での居場所は、増加しているものの、そのような場があることが十分に浸透しているとは言えない状況にあります。

　また、様々な地域の場が、ある一定の人が対象になっていることや、いつ・どこで実施しているかがわかりにくいなど、気軽に参加できない状況にあるとともに、運営者側も運営資金や担い手の確保などで課題を抱えている状況も見られます。

○　既存の拠点・居場所などを踏まえ、年齢・性別・障碍（がい）の有無などに関わらず、誰もが参加できる共生型の居場所づくりをさらに展開していくとともに、各居場所について周知していく必要があります。

○　居場所・拠点づくりにあたっては、施設内外のバリアフリーや利用のしやすさ、周囲の配慮・支援など、ハード・ソフト両面からの合理的配慮が必要となります。また、場の形成にあたっては、当事者・住民、専門職など、多様な人の参加・参画も重要な視点の一つです。

○　また、新たな居場所・拠点の整備を進める一方で、既存の居場所や拠点、運営者に対する支援も重要です。

■主な取組

主な取組	内容
居場所についての情報発信★	○地域の居場所において、参加者や協力者として地域住民が幅広く関わることができるよう、情報発信などを進めます。
運営者支援やネットワークづくり	○居場所づくりを行う運営者の抱える課題を共有するため、ネットワークづくりを行い、解決に向けた取組を検討します。
共生型の居場所づくり★	○お互いさまのまちづくり縁卓会議[21]において、障碍（がい）当事者や子育て世代などの様々な立場の方が地域において集い、情報を共有できる共生型の居場所づくりを進めます。
居場所づくりへの支援	○老いも若きも集える地域の居場所となるきずなの家を継続的に運営できるように支援します。 ○超高齢化や、地域におけるつながりの希薄化といった現状を踏まえ、サロンやいきいき百歳体操など、地域における居場所づくりの立ち上げや継続維持を支援します。 ○老人クラブ活動を支援することで、高齢者の生きがいづくり、居場所づくりを促進します。 ○空き家の活用につながる取組を行うことで、地域の居場所づくりを推進します。 ○就学前児童及びその親の地域における子育て交流の場づくりを進めます。 ○コミュニティ活動の場である地域利用施設などについて、安全・安心に利用できるように、適切な管理運営に努めます。

地域のサロンの様子

[21] **お互いさまのまちづくり縁卓会議**とは、エイジフレンドリーシティ宝塚を推進するために取り組むべき方策などを、行政と協働で具体的に検討・実践している市民主体の会議体

３．誰もが活躍できる機会づくり

■現状と課題

○　地域には、「地域で困っている人を助けたい」「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで活動している住民や福祉関係者、ボランティアなどがいます。

○　市民アンケートの結果では、地域活動に参加している人は 14.9%で、関心はあるが参加していない人は半数程度となっており、特に 29 歳以下及び 60 歳代以上の年代で多くなっています。また、手助けできることとしては、「災害時の手助け・安否確認」「日常での安否確認の見守り・声かけ」「話し相手」が多い回答となっています。

○　地域の福祉活動者に対するアンケートで、活動者の年齢を尋ねたところ、70 歳以上の人は民生委員・児童委員で 4 割、自治会長とボランティアで 5 割を超えています。活動に対してやりがい・達成感を感じている人が多い一方で、負担感を強く感じている人も多く、抱えている課題としては、支援方法や困難ケースのときの相談先がわからないことなどが主なものとなっています。

○　地域の福祉活動者の抱える課題を踏まえた支援の在り方や内容の充実を図るとともに、地域活動に関心がある人が活躍できる機会や場、実践につなげられる仕組み、地域で支援を求めている人や内容といった情報を発信することなども重要です。

○　これまで「支えられる側」であった人が様々な相談や支援を受けることによって得た知識や情報をもとに、次は、「支える側」として活躍できれば地域にとっては大きな財産となります。支える側、支えられる側という画一的な関係ではなく、双方が支えあえる関係の構築が必要です。

○共同体意識の強い７０歳代以上の人々と、バブル崩壊期以降に成人した５０歳代以下の人々については、世代間で地域活動への参加意識に違いがあります。ニーズを適切につかんだ社会参加の場づくりが必要です。

高齢者学習事業づか塾

■主な取組

主な取組	内容
市社会福祉協議会地区担当による地域福祉活動のコーディネート	○7 つの地区・ブロックなどに社会福祉協議会の地区担当職員を配置し、地域福祉活動のコーディネート・支援を行います。
地域福祉を担う人づくり	○ボランティア活動センターによるボランティアコーディネート機能の充実を図ります。 ○「介護予防サポーター養成講座」「認知症サポーター養成講座」「自殺予防ゲートキーパー養成講座」など、地域福祉活動への各種人材育成講座の内容を充実します。 ○多様な講座などを通じて知識、ノウハウを身に着けた市民が、地域において活躍できるよう、具体的な地域活動の実践につなぐための取組を進めます。
生きがい就労の機会創出	○「支えられる人」「支える人」の区別をなくしていくエイジフレンドリーシティの取組として、生きがい就労やサロン、ボランティアの場などにおいて、地域に眠っている人材に活躍してもらう機会づくりを進めます。
地域における社会参加機会などの創出	○生活困窮者などの自立支援のための解決策として、就労に向けて「地域での社会参加の場」「中間的就労及び体験的就労」「事業所への就労」などにより社会参加を支援します。 ○きずなづくり推進事業により市民活動団体の公益的活動を支援します。 ○宝塚ＮＰＯセンターなどの中間支援組織と連携し、市民活動やコミュニティビジネスを育成及び支援します。
地域活動に関する情報発信	○まちづくりや福祉活動などを中心に、地域活動に関する情報が住民に伝わるように工夫した発信を進めていきます。

エイジフレンドリーシティお互いさまのまちづくり縁卓会議

４．次世代の育成と子育て支援

■現状と課題

○　全国的に人口減少社会、少子高齢化が進む中、本市は、人口増が続いていたものの、少子高齢化が着実に進行している状況です。子どもの人数が減り、近所づきあいの希薄化や共働き世帯の増加に伴い、子ども自身が親や地域、子ども同士で接する機会が少なくなり、以前に比べて地域で子どもを育てる機会が減り、機運が薄くなっている状況にあります。

○　市民アンケートにおいて、親密な近所づきあいをしている子どものいる世帯は半数程度みられますが、言い換えれば、半数は親密な近所づきあいができていない状況です。

一方で、近所づきあいを通じた子どもの見守りなどを求める人が多い状況です。子ども・子育て世帯が地域とつながることができず孤立し、課題が潜在化することもあり、場合によっては、児童虐待や子どもの貧困、子どものひきこもりなどの、より深刻な問題となるケースもみられます。

○　地域福祉において、「将来の虐待や貧困、ひきこもりを予防する」「次代の地域を担う人材を育成していく」「子どもは地域の宝」という視点に立ち、地域で子どもを育てる意識づくり、継続的に地域とつながる仕組み・居場所づくりなどを展開することが、将来的な福祉のまちづくりにつながります。

○　また、地域には子ども・子育て世帯などを支援していくための既存の活動・資源が多くあることから、それらを有効的・積極的に活用し、地域特性に応じた仕組みづくりを進めていく必要があります。

■主な取組

主な取組	内容
世代間交流の推進	○フレミラ宝塚[22]、地域児童館・学校などにおいて、スポーツや文化活動、年間行事を通じて、世代間交流の推進を行います。
子どもに関する地域課題を解決する仕組みづくり★	○子どもの地域生活における課題を速やかに把握し、解決するために、行政、関係機関や地域の関係団体とともに仕組づくりを進めます。 ○子どもの貧困対策計画に基づき、子どもの貧困対策に資する施策を推進します。
子ども家庭総合支援拠点の整備	○様々な困難を抱える子どもや家庭に対し、ワンストップで対応できる相談窓口の機能を有した中核機関の整備を進めます。
コミュニティ・スクールの実施を通じた子どもの健全育成及び学校運営	○コミュニティ・スクールの実施を通じて、地域の活動者と連携した子どもの健全育成及び学校運営を進めます。
地域福祉活動への次世代の参加促進	○ボランティア活動センターにおいて、ボランティア初心者向けの相談会や、小中学生向けに、ボランティアを体験してもらうプログラムを実施するなど、次世代の地域福祉活動への参加の機会をもうけます。
地域の親子が気軽に参加できる居場所や参加の機会づくり	○保育所や幼稚園などにおいて、地域の親子に子育てに関する情報を提供し、子育ての不安を軽減するための居場所や、参加の機会づくりを行います。

22 フレミラ宝塚とは、宝塚市立老人福祉センター・大型児童センター複合施設の通称。

５．課題解決に向けた多様な主体のつながりの構築・強化

■現状と課題

○　地域福祉を推進していく上で、本市では、隣近所・自治会といった小さなエリアから小学校区、7つの地区・ブロック、全市域までを単位とした重層的な対応エリアを設定し、それぞれの役割や機能を設定するとともに、エリア単位で会議体を設け、課題や情報の共有が図られるように取り組んでいます。

○　専門職ヒアリングにおいては、専門職と住民・地域との連携の難しさや、様々な会議体があるものの、有機的につながっていないことなど、「連携」に対する意見が多くみられました。

○　住民が抱える問題や課題に対して、エリア単位による各主体のつながりをはじめ、組織・機関・団体間、地域と専門職、他分野間におけるつながりなど、課題解決に向けて、多様な主体が有機的につながることができる場や機会、仕組の拡充などに取り組む必要があります。

○　住まいなどの様々な課題解決に向けた有機的なつながりづくりは、地域福祉推進の基盤となるため、総合相談支援体制の構築・強化と同様に、マネジメント機能を明確にすることが重要です。

■主な取組

主な取組	内容
まちづくりにおいて多様な主体の参画を促す取組★	○概ね小学校区をエリアとする地域自治を推進し、多様な主体の参画を促します。各まちづくり協議会が見直した地域ごとのまちづくり計画を地域と行政の協働で進捗管理します。 ○社会福祉協議会では、福祉コミュニティ支援事業[23]による校区ネットワーク会議などの各種福祉活動を通じてまちづくりや地域福祉活動に関する情報交換や協議を進める場の整備を促進します。
地域包括ケアシステムの整備	○対象者や分野を限定することなく、地域の多様な社会資源をはじめとした保健・医療・福祉の様々なサービスが効果的に提供される包括的かつ継続的な支援体制とともに、主体となる住民が参加できる環境整備に取り組みます。
社会福祉法人による地域貢献の推進	○地域の居場所への専門職の参加や、地域住民の社会参加の機会の確保や就労など、社会福祉法人による地域活動への参加と地域貢献の促進を支援します。 ○社会福祉法人連絡協議会において、ネットワークを生かし、会員相互の情報交換を通じて地域貢献の具体的方策を検討することを支援します。
居住支援に取り組むネットワークの推進	○住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、市の住宅部局だけではなく、福祉部局、不動産関係業者や社会福祉法人などと横断的な連携を図り、居住支援に係る情報共有や取組を進めます。
専門職向けの地域福祉に関する研修の推進	○地域と協働し、地域から信頼される専門職を養成します。

校区ネットワーク会議

専門職向け地域福祉研修

23 **福祉コミュニティ支援事業**は、地域の人々が福祉コミュニティの形成に取り組むまちづくり協議会に対して、社会福祉協議会が活動内容の相談及び助成金の交付を行う支援事業で、学習、人材育成やネットワークづくりなどの活動種類がある。

６．見守り・支え合いの促進

■現状と課題

○　今後、少子高齢化や核家族化の進行、単身世帯の増加、地域コミュニティの希薄化などを背景として、地域で見守りや支援を必要とする人がますます増加していくと予測されます。

○　市民アンケートにおいて、災害時の手助けや日常生活での見守り・声かけを求める人が多くなっています。また、地域の福祉活動者に対するアンケートでは、今後独居高齢者・高齢夫婦世帯に対する孤立防止をはじめ、災害時や日常生活における見守り活動、支え合いの意識づくりを重要と考える人が多くなっています。

○　近年、地震や台風などによる大規模な災害が全国各地で多発しています。平成７年（1995年）に発生した阪神・淡路大震災も含め、大規模災害時に地域における助け合いにより多くの人が助かっており、普段からの見守り、支え合い、助け合いの関係を築いておくことが緊急時における迅速な対応につながるものと考えられます。

○　災害時要援護者支援制度については、「同意」方式により市内全域の対象者（同意された人のみ）をカバーすることができています。一方で、要援護者一人ひとりを見守る地域の支援者が不足しており、配慮を要する人たちと地域住民の交流が必要です。

○　地域で支援が必要な人を把握し、必要な支援につなげていくためにも、地域住民をはじめ、自治会や民生委員・児童委員、ボランティア活動者など、地域での住民主体の見守り活動の充実を図る必要があります。

○　また、近所づきあいの中でちょっとした手助けへのニーズが高くなっており、福祉教育の充実や居場所づくり、誰もが活躍できる機会づくりなどの取り組みと連携を図り、住民主体の支え合い活動を促進していく必要があります。

○　事業所などによる見守り活動も進んできています。より多くの人たちが関心を寄せ、早期発見・早期対応につながるようにしていく必要があります。

■主な取組

主な取組	内容
自治会、民生委員・児童委員、ボランティア活動者などの組織の充実	○自治会加入の促進、民生委員・児童委員における研修内容の充実など、地域福祉活動に関わる団体の組織づくり・活動内容についての支援を行います。
見守り活動・支え合い活動への支援の充実	○自治会単位の見守り活動の体制づくりを促進するための支援や、事業者への協力依頼を行います。 ○住民、事業所の地域の見守り活動・支え合い活動を支援するため、講演会などを通じた研修の機会や協働について考える場づくりを行います。
生活支援体制整備事業の推進★	○「担い手づくり・情報発信・ネットワークづくり」を行いながら、地域の支え合い活動を推進します。また、地域活動のＩＣＴ化を支援します。
災害時要援護者支援の体制整備★	○災害時に備えた見守り体制として、地域住民が進めている災害時要援護者支援の活動への支援を行います。また、出前講座において当事者グループへの声かけを行うなど、地域住民と要援護者の交流を進めます。
地域の防災・防犯体制づくり	○地域における防災、防犯活動の体制整備を進めるために、啓発活動や出前講座などの支援を行います。

災害時要援護者の見守り

７．総合相談支援体制の構築・強化

■現状と課題

○　市民が抱える不安や悩み、問題は多種多様であり、複合的に問題を抱えているケースもあります。住み慣れた地域で安心して暮らすためには、様々な問題に対して適切かつ的確に相談に応じることができ、適切に必要な支援に結び付けることが重要です。

○　本市では、市の窓口をはじめ、社会福祉協議会や地域包括支援センター、相談支援事業所、高齢者・障碍（がい）者権利擁護支援センターなど、様々な相談窓口を設置し、また、地域の身近な相談窓口として、民生委員・児童委員による地域相談が展開されています。

○　アンケートやワーキング会議などにおいて、気軽に相談できる場所がわかりにくいとの意見があり、各相談窓口に対する認知度が高いとは言えない状況がわかりました。また、問題の多様化・複雑化から各相談窓口の横の連携が必要であるなどの意見がありました。

○　地域では、近年、顕在化している 8050 問題などの世帯内の複合的な課題、制度の狭間の問題など、様々な生活課題があり、各相談機能の連携による支援体制の構築が必要です。7 つの地区・ブロックなどでそれらの相談を受け止め、予防的・積極的に対応する体制が求められています。本市では、制度の狭間を埋めるためのネットワークづくりが進んでいるものの、各専門機関のマンパワーの問題や全体を調整する役割・機能、連携体制が十分とは言えない状況にあります。

○　分野間の連携をマネジメントする機能・仕組みづくりを進めるとともに、セーフティネット会議を基盤とした本市における総合相談支援体制の構築・強化を図る必要があります。このセーフティネット会議が機能するためには①庁内連携による課題共有、②行政と住民・専門職との協働、③専門職間の多分野・多機関協働の 3 つの取組がなされることにより、制度の狭間に対する開発的な取組が求められます。また、そのための専門職向けの研修などが必要となります。

■主な取組

主な取組	内容
各種相談窓口などの充実と支援	○地域生活を送る上での様々な課題へ対応するため、専門知識を有する職員を各種窓口（居場所を含む）に配置し、研修などによる職員の資質向上を進めます。 ○地域における身近な相談窓口として、民生委員・児童委員の役割を広く周知するとともに、活動を支援します。
セーフティネットシステムの推進（包括的な支援体制の構築）★	○宝塚市セーフティネット会議における課題共有・解決などを通じ、制度狭間・複合的な生活課題に対応する総合相談支援の取組を推進します。 ○7つの地区・ブロックなどにおいて専門職が分野を超えて情報共有を行うネットワークづくりを進めます。（地域生活支援会議） ○さらに、支援を行う専門職の連携強化により、7つの地区・ブロックなどにある相談機関に対して、多分野間の連携を調整する機能の体制整備を進めます。
各分野や各地域における地域課題の集約と課題解決の推進	○高齢・障碍（がい）など各福祉分野において地域生活を送る上での課題を集約し、課題解決に向けた取組を進めます。
生活困窮者自立支援事業の充実	○自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業の一体的実施を促進することにより、生活困窮者自立支援制度の充実を図り、包括的な支援体制づくりを進めます。
各種サービスについての積極的な情報提供	○福祉サービスの利用者が、必要な情報を得ることができるよう、引き続き、広報誌やホームページ、パンフレットなどの多様な媒体を活用した情報提供を推進します。

宝塚市セーフティネットシステム　概念図

地域住民や関係機関の連携と、課題解決に向けた循環型ネットワークの形成
～生活困窮者自立支援制度だけに課題を留まらせない～

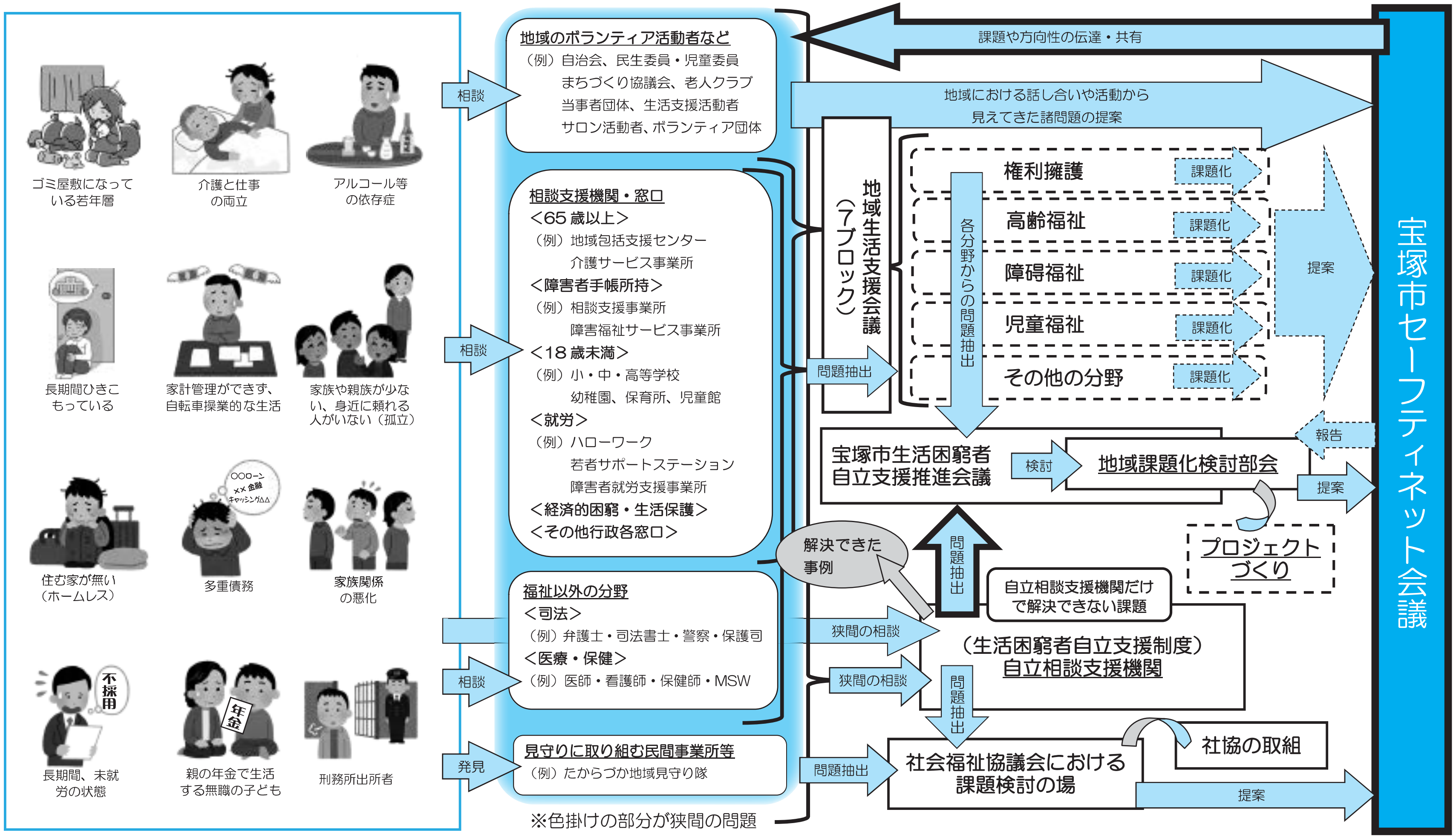

※宝塚市セーフティネット会議

地域で暮らしていく中で、生活上の課題を抱えているとき、その「困りごと」を地域の誰にも、どこの窓口にも、相談することができないことがあります。

宝塚市セーフティネットシステムは、制度の狭間・複合多問題など、住民の抱える生活課題を「受け止める」ための総合相談支援のネットワークです。宝塚市セーフティネット会議は、その中心となる会議体で、市民団体、関係機関、関係部局をメンバーとしています。生活困窮者自立支援制度や、各分野からの問題抽出と課題化を通して、地域課題の解決を図る循環型のシステムとしての会議運営を進めています。

※地域課題化検討部会は、宝塚市生活困窮者自立支援推進会議の一環として必要に応じて実施するもので、生活困窮者に対し個別支援する中で見られる問題を整理し、解決への方策を検討することを目的にした会議です。また、同部会で整理した課題を官民協働（関係機関）で共有し、解決に向けた効果的な方策を検討し、実践するために、必要に応じてプロジェクトで対応します。

セーフティネットシステムと地域包括ケアシステムの連携図

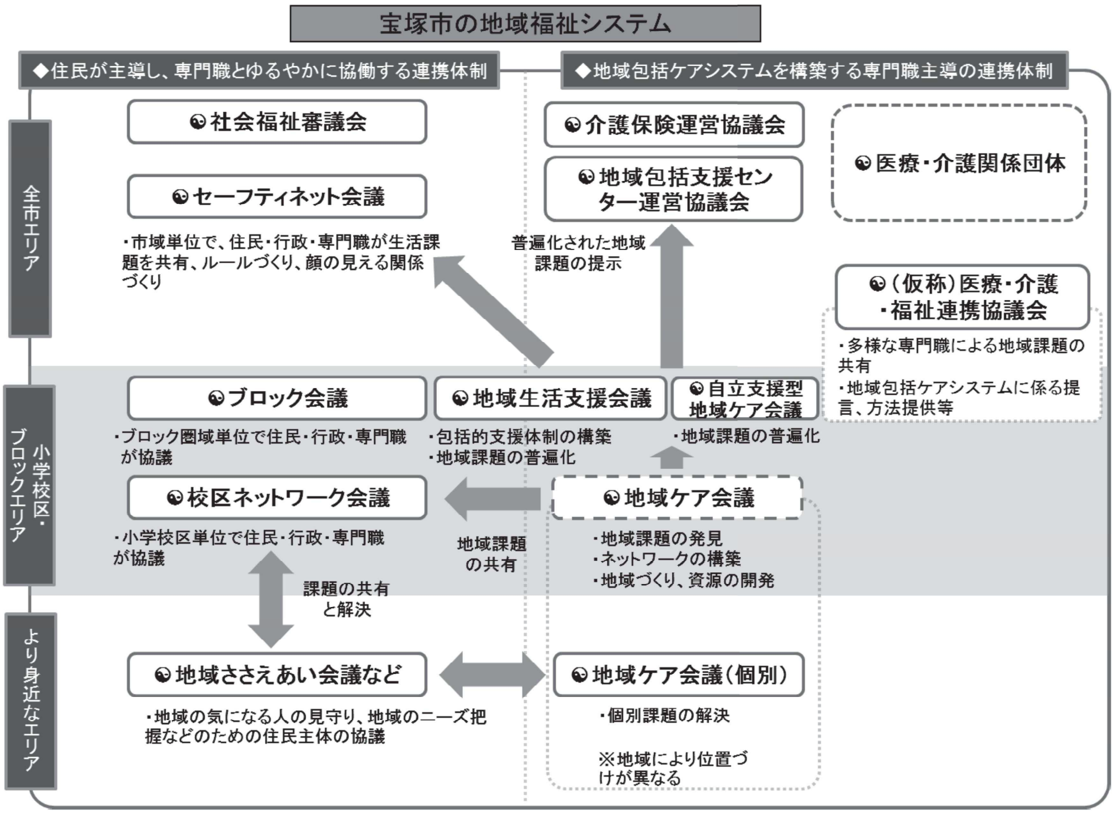

※宝塚市におけるセーフティネットシステムと地域包括ケアシステムの連携

本市においては住民・専門職による地域課題の把握と解決を図る仕組みとして、官民協働で各エリアにおける会議体づくりを進めています。各エリアでは住民が主導する会議、専門職が主導する会議がそれぞれ開かれており、エリア間、専門職－地域住民間の課題共有を目指しています。

本図は、本市におけるセーフティネットシステムと地域包括ケアシステムとの関係におけるものですが、他分野における関係構築についても、各当該分野における相談支援体制などの整備に応じて、適宜進めていきます。

（主な会議体の説明）

地域生活支援会議･･P.57 参照。

ブロック会議･･7 つの地区・ブロックにおける住民主体の会議体。主には各小校区における地域福祉活動実践者が他小学校区との情報共有などを行っている。

自立支援型地域ケア会議･･主に軽度者を対象とした高齢者支援の個別事例（各 7 つの地区・ブロックからの事例提供が中心）検討を通じて対象者の QOL の向上及び自立支援に向けた方法を議論する。参加者のスキルアップにも寄与するものであり、地域課題の抽出による資源整備や政策提言を想定している。

８．権利擁護支援の強化

■現状と課題

○　平成 28 年（2016 年）5 月に成年後見制度利用促進法が施行され、認知症や知的障碍（がい）、精神障碍（がい）などにより判断能力が十分でない人の財産管理や、日常生活などに課題がある人を社会全体で支えあう仕組みの構築が求められています。

○　今後、権利擁護支援に関するニーズが高まることが予想されますが、市民アンケートにおいて、権利を守るための仕組みや機関に関する認知度は高いとは言えない状況にあります。また、現在は成年後見を必要としない状況であっても、病気や事故をきっかけに急に必要となる場合もあることから、事前に状況を整理しておくことも重要です。

○　市民の権利擁護支援に向けて、成年後見制度などの権利を守るための仕組み・機関に関する周知・啓発を積極的に進めるとともに、本人の状況に応じて成年後見制度や日常生活自立支援事業など多様な支援を地域で整備することが必要です。

　また、高齢者・障碍（がい）者権利擁護支援センターを中心に、地域活動の担い手や関係機関などが地域で円滑に連携することができるネットワークの構築・強化などに取り組む必要があります。

○　平成 28 年（2016 年）4 月、障害者差別解消法が施行され、障碍（がい）のある人に対する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮を行うことを通じて「共生社会」の実現に向けた取組が進められています。

○　子どもや高齢者、障碍（がい）のある人への虐待、配偶者・恋人からの暴力などによる被害は後を絶たない状況にあります。

○　高齢者や障碍（がい）のある人、子どもなどへの虐待・暴力を防止するため、虐待が起こる前の予防的な対応や、虐待の早期発見・早期支援に向けた体制の整備を図る必要があります。

■主な取組

主な取組	内容
虐待・ＤＶ防止についての体制整備	○早期発見・早期対応を図るため、地域住民や関係機関に対し、虐待に関する広報・啓発を充実させます。 ○気軽に相談できる相談機関の充実を図るとともに、高齢者及び障碍（がい）者虐待防止ネットワーク会議や要保護児童対策地域協議会を通じて、関係機関との連携を強化し、虐待の発生予防、早期対応、再発防止に取り組みます。 ○虐待・DV 事例に迅速かつ適切な対応ができるよう、職員の資質・専門性の向上を図ります。
権利擁護に関する体制の充実、普及啓発の推進	○地域住民や関係機関に対し、権利擁護に関する広報、啓発を行い、すべての人の人格と個性を尊重し、自己実現・自己決定を支援できる環境の整備を行います。 ○地域住民自らが、権利擁護に携わる人材となれるよう権利擁護支援者を育成し、さらには、成年後見制度を支える担い手になりうるよう、市民後見人の養成を行います。
成年後見制度の利用促進★	○認知症や知的障碍（がい）、精神障碍（がい）などにより判断能力が不十分な人に対し、本人の意思を尊重し、心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人の生活を保護・支援できるよう成年後見制度の利用促進を図ります。 ○成年後見制度の研修・啓発を行う際は、制度について丁寧に説明し、逆に対象となる人の権利侵害とならないよう、適切な成年後見制度の利用を促します。 ○成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、関係機関や専門職団体と連携し、中核機関の設立及び協議会の設置に向けて、体制の整備を行います。
日常生活自立支援事業の推進	○認知症、知的障碍（がい）、精神障碍（がい）などにより日常生活を営むのに支障がある人に対し、日常生活に必要な福祉サービスの利用援助、銀行などからの生活費の引き出しや支払など、日常的な金銭管理の手続き支援を推進します。 ○日常生活自立支援事業を利用している人で本人との契約行為が困難となり、成年後見制度が必要な人は円滑に移行できるよう取り組みます。